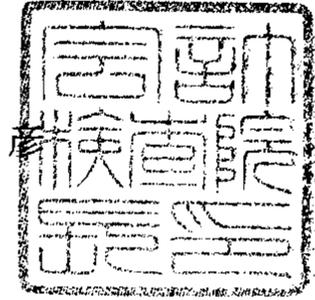


29検第 785 号
平成29年12月25日

黒 薮 哲 哉 殿

会計検査院長

河 戸 光



審査要求却下通知書

内閣府が平成27年4月1日付けで契約した「政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等」に係る貴殿の審査要求は、次の理由により却下することに決定したので通知します。

理 由

会計検査院法第35条第1項の規定により会計検査院が審査を行うのは、国の会計事務を処理する職員の会計経理の取扱いに関し、利害関係人すなわち国の会計事務を処理する職員の会計経理の取扱いによって自己の権利又は利益に直接影響を受ける者から自己に不利益な会計経理の取扱いの是正を求める審査の要求があった場合に限られる。

本件審査要求は、審査要求書によれば、「政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等」に関し、内閣府が平成27年4月1日付けで契約した案件につき、契約額が約6700万円であるにもかかわらず、請求額の総額が新聞広告だけでも20億円を超えていて、特定の業者との間で、厳密な見積書を徴取することなく、口頭及びメモにより次々と発注して多額の契約金を支払っていることについて是正を求めるものと認められる。

しかし、内閣府における本件契約に関する会計経理が是正されたとしても、審査要求人はこれによって自己の権利又は利益に直接影響を受けるわけではないから、同条同項に規定する利害関係人ではない。

したがって、本件は会計検査院法第35条第1項に規定する審査要求とは認められない。